

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

## 【1】新製品・新技術の開発 (P1~4)

- 平成27年度補正ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス新展開支援)の2次公募【NEW】……………経済産業局
- 「No Maps NEDO Dream Pitch」の開催 ~ 北海道から世界を目指す技術・アイデアを募集 ~【NEW】……………経済産業局
- 平成28年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集【NEW】……………北海道
- 平成28年度北海道科学技術賞及び科学技術奨励賞受賞候補者の推薦……………北海道

## 【2】販路拡大・海外展開 (P5~6)

- 海外おみやげ宅配便 ~ 外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス……………開発局
- HOP1 ECサイト ~ 香港・シンガポール向けインターネット販売……………開発局

## 【3】融資 (P7~10)

- 三菱自動車工業(株)の生産活動制限により影響を受けている方へ……………北海道
- 北海道の中小企業向け融資制度……………北海道
- 北海道の融資制度における借換……………北海道
- 勤労者福祉資金のご案内……………北海道

## 【4】雇用の確保 (P11~14)

- 生涯現役起業支援助成金……………労働局
- 三年以内既卒者等採用定着奨励金【NEW】……………労働局
- 北海道なでしこ応援企業認定のご案内……………北海道
- 北海道なでしこ応援企業表彰の募集【NEW】……………北海道

## 【5】人材育成 (P15~20)

- 第7回「キャリア教育アワード」及び第6回「キャリア教育推進連携表彰」の公募開始【NEW】……………経済産業局
- 小規模企業向けセミナー2016のご案内【更新】……………中小企業大学旭川校
- 9月開講講座のご案内【更新】……………中小企業大学旭川校
- 2016年度道南地区問題解決手法研修会のご案内【NEW】……………北海道
- 能力開発セミナー(8-10月開講予定)のご案内【更新】……………北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設……………労働局・北海道他

## 【6】各種相談 (P21~22)

- 英国のEU残留・離脱を問う国民投票結果の影響を受ける中小企業等相談窓口の設置【NEW】……………経済産業局
- 英国のEU離脱に伴う影響に関する相談室【NEW】……………北海道

## 【7】イベント・セミナー (P23~25)

- ムスリム・インバウンド・セミナー&ワークショップの開催 ~ 正しく学び、具体的な課題解決で商機獲得 ~【NEW】……………経済産業局
- 「特許情報活用講座」の開催 ~ 特許情報の効果的な分析・活用方法が学べます ~【NEW】……………経済産業局
- 「NEDOフォーラム2016 in 北海道」を開催します【NEW】……………経済産業局

## 【8】その他 (P26~32)

- 平成28年度「北国の省エネ・新エネ大賞」を募集します【NEW】……………経済産業局
- 平成28年度地産地消型再生可能エネルギー・面的利用等推進事業費補助金(構想普及支援事業)……………経済産業局
- 平成28年度地産地消型再生可能エネルギー・面的利用等推進事業費補助金(エネルギーシステムモデル構築)……………経済産業局
- 軽減税率対策補助金の申請受付……………経済産業局
- 公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集……………開発局
- 小規模企業者等設備貸与事業のご案内【NEW】……………中小企業総合支援センター
- 平成28年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集……………北海道

## 平成 27 年度補正ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金）の 2 次公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

北海道中小企業団体中央会は、経済産業省からの補助により、平成 27 年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の 2 次公募を開始しました。

今回の募集で予定される採択件数は、全国 100 件程度であり、事業実施期間は交付決定後から平成 28 年 12 月 31 日（土）までとなります。

公募の締切は 8 月 24 日（水）、採択は 10 月中を目処に行う予定です。

◆**募集期間** 平成 28 年 7 月 8 日（金）～8 月 24 日（水）（当日消印有効）

◆**採択予定件数** 全国で 100 件程度の採択数を予定しています。

◆**事業実施期間** 交付決定日～平成 28 年 12 月 31 日（土）

※交付決定は採択（10 月中を目処）後、補助金申請の手続きを経て行われます。

### ◆**事業概要**

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の経費の一部を補助します。

なお、中小企業等経営強化法による経営力向上計画、賃上げ等の取組、TPP 加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組等には加点を行います。

※今回の 2 次公募で加点項目として追加となった経営力向上計画の認定については以下をご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>（中小企業庁のウェブサイト）

### ◇1. 一般型

【事業期間】 交付決定日～平成 28 年 12 月 31 日

【対象事業】 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

または「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5 年で「付加価値額」年率 3%、「経常利益」年率 1%の向上を達成出来る計画であること。

【対象経費】 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費 ※設備投資が必要

【補助上限額と補助率】 1,000 万円対象経費の 2/3 以内、上限額 1,000 万円

### ◇2. 小規模型

【事業期間】 交付決定日～平成 28 年 12 月 31 日（土）

【対象事業】 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

または「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5 年で「付加価値額」年率 3%、「経常利益」年率 1%の向上を達成出来る計画であること。

【対象経費】 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費 ※設備投資が必要

【補助上限額と補助率】 対象経費の 2/3 以内、上限額 500 万円

### ◆**本事業の説明会について**

平成 27 年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」2 次公募説明会を、次のとおり開催します。

【日時】 平成 28 年 7 月 29 日（金）13:30～15:30

【会場】 札幌グランドホテル（札幌市中央区北 1 条西 4 丁目）別館 2 階「グランドホール」

【申込締切】 平成 28 年 7 月 22 日（金）

### ◆**公募要領等**

申込方法、説明会等の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20160711/index.htm>

**「No Maps NEDO Dream Pitch」を開催します**  
～ 北海道から世界を目指す技術・アイデアを募集 ～【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今年から札幌で開催される国際コンベンション「No Maps」との連携事業として、NEDOと共同で、「No Maps NEDO Dream Pitch」を開催します。

本事業は、北海道にゆかりがある起業家、起業家予備軍、起業意識のある学生や研究者を対象に、北海道発の技術シーズ等を基にしたビジネスプランを募集し、発表の場や研修プログラムを提供するものです。

優秀チームは、東京で開催されるピッチコンテストへの参加資格が得られるほか、その結果により、シリコンバレーで行われるイベントへの派遣も行う予定です。

**◆事業概要**

**ビジネスプランの募集**

【募集期間】平成28年6月17日(金)～8月16日(火)17:00まで

※事前のプラン添削サービスを希望する方は、8月2日(火)17:00まで。

※一次審査(書面審査)結果の通知は、8月23日(火)の予定です。

**一次審査通過者向け研修プログラムの実施**

・集合研修「シリコンバレー流起業塾」開催(8月27日(土)札幌市内で終日開催予定)

・個別メンタリングの実施(8月第4週～10月上旬)

**No Maps NEDO Dream Pitch (ピッチコンテスト) の開催**

【日時】平成28年10月12日(水)午後を予定

【場所】ライブハウス KRAPS HALL (札幌市中央区南4条西6丁目5番 タイムズステーション札幌1F)

※No Maps NEDO Dream Pitch のピッチコンテストは投資家や企業など、一般参加者にも公開で実施します。

**◆応募資格等**

- ・北海道発の技術シーズを基にしたビジネスプランであること
- ・応募者が北海道出身であること
- ・北海道に拠点を置くことを想定していること

など、北海道にゆかりがある起業家、起業家予備軍、起業意識のある学生や研究者等。

応募資格、応募方法等の詳細は、以下のウェブサイトでご確認ください。

No Maps NEDO Dream Pitch 公式ウェブサイト <http://www.nedo-tcp.jp/nomaps/>

**◆参考**

本コンテストでは、Beyond Next Ventures(株)代表取締役社長伊藤毅氏、クリプトン・フューチャー・メディア(株)代表取締役伊藤博之氏ほか、日本を代表する5名の経営者、投資家による審査が実施されます。

また、ビジネスプラン作成集合研修、ピッチコンテスト(札幌・東京)及び海外イベント参加の際の交通費等は、事務局が負担(近郊在住者は除く)するほか、ビジネスプランを事前提出した希望チームへの添削サービスの実施など、応募者の各ステップでの多くの特典が用意されています。

コンテストの詳細、応募方法などは、当局のウェブサイトでご確認ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20160617/index.htm>

## 平成28年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について【新規】（北海道）

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品・新役務を「トライアル新商品」として認定し、特定随意契約に係る登録名簿に登載の上、道の各機関（教育・警察含む）での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。

平成28年度についても、次のとおり募集を行っています。

### ◆対象者

- 1 道内に本店を有する中小企業者
- 2 道内に住所を有する個人
- 3 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)  
上記のいずれかに該当し、道内で新商品を生産する方々。

### ◆募集期間

平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)

### ◆応募方法

認定を受けるには、「新たに事業分野の開拓を図る計画」(実施計画(第5号様式))を添付のうえ、知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面及び面接審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
  - 1 定款(個人の場合は住民票)
  - 2 最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
  - 3 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
  - 4 新商品・新役務に関する資料(カタログ、写真等)

#### 【申請書等提出先】

本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial\\_home.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm)

### お問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127

e-mail: keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

### ～表彰企業プレミアムパッケージ事業（認定後の支援）～

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

- ・ 受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 中小企業総合振興資金による融資(資金使途 事業資金、融資金額1億円以内) など

平成28年度「北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞」の受賞候補者の推薦について  
(北海道)

道では、科学技術上のすぐれた発明、研究等を行い、本道産業の振興、道民生活の向上など経済社会の発展振興等に功績のあった方等に、知事表彰として、北海道科学技術賞等を贈呈しています。

北海道科学技術賞は、昭和35年度以来毎年行われており、平成27年度までに146名、20団体を表彰しています。また、平成25年度からは新たに北海道科学技術奨励賞を創設し、平成27年度まで毎年度5名の若手研究者を表彰しています。

つきましては、男女を問わず、様々な分野の候補者を更に幅広く求めるため、受賞候補者として適切な個人又は団体がございましたら、ご推薦いただきますようお願いいたします。

◆対象者

1 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なものであって、下記のいずれかに該当するもの。

(1)優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など経済社会の発展振興に寄与したもの

(2)科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与したもの

(3)その他本道における科学技術の振興施策の推進に寄与したもの

2 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者(平成28年4月1日時点で満45歳未満の方)を対象とする。

◆要項等

下記HPにてダウンロードできます。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H28kagisyotou\\_suisen.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H28kagisyotou_suisen.htm)

◆提出期限

平成28年8月19日(金)

◆お問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室 科学技術振興グループ(担当:高久)

電話 011-206-5126 FAX:011-232-1063

「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットホーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。  
※マレーシア便につきましては、3/31(木)からサービスを一時休止しております。  
サービスが再開となり次第、改めてご連絡します。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)  
香港、台湾 5kg 以内… 7,000 円 10kg 以内… 9,000 円 15kg 以内… 11,000 円  
シンガポール、マレーシア 5kg 以内… 11,000 円 10kg 以内… 14,000 円 15kg 以内… 17,000 円  
※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、  
15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内  
・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります  
・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります  
・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。  
[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/omiyage.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html)
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)

海外おみやげ宅配便にご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道の美味しい物を自分の国に送りたいなあ

HOP1サービスで航空輸送

北海道で購入

海外まで宅配

海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)																							
5kg 以内	●香港/台湾 7,000円 ●シンガポール 11,000円 <small>(縦+横+高さ=80cm以内)</small>	10kg 以内	●香港/台湾 9,000円 ●シンガポール 14,000円 <small>(縦+横+高さ=100cm以内)</small>	15kg 以内	●香港/台湾 11,000円 ●シンガポール 17,000円 <small>(縦+横+高さ=120cm以内)</small>																		
5kgの商品を配送する場合(送料は別途3%の場合)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>寄附金への振込先</th> <th>送料(税別)</th> <th>寄附金への振込先</th> <th>送料(税別)</th> <th>寄附金への振込先</th> <th>送料(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HOP1事務局</td> <td>7,580円</td> <td>HOP1事務局</td> <td>7,580円</td> <td>HOP1事務局</td> <td>11,880円</td> </tr> <tr> <td>DEVELOP</td> <td>18,360円</td> <td>DEVELOP</td> <td>23,868円</td> <td>DEVELOP</td> <td>24,268円</td> </tr> </tbody> </table>			寄附金への振込先	送料(税別)	寄附金への振込先	送料(税別)	寄附金への振込先	送料(税別)	HOP1事務局	7,580円	HOP1事務局	7,580円	HOP1事務局	11,880円	DEVELOP	18,360円	DEVELOP	23,868円	DEVELOP	24,268円
寄附金への振込先	送料(税別)	寄附金への振込先	送料(税別)	寄附金への振込先	送料(税別)																		
HOP1事務局	7,580円	HOP1事務局	7,580円	HOP1事務局	11,880円																		
DEVELOP	18,360円	DEVELOP	23,868円	DEVELOP	24,268円																		

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1 サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。  
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000 円  
・月額手数料 2,000 円  
・販売手数料(販売の都度、販売価格の 9%)  
※以下はオプションです。  
・商品撮影 1 カット 3,000 円～  
・原稿翻訳 400 字 2,500 円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。  
[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/omiyage.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html)
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

三菱自動車工業(株)の生産活動の制限により影響を受けている方へ（北海道）

三菱自動車工業株式会社の生産活動の制限により、売上高の減少など経営に影響を受けている中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ・「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 ・なお、認定基準は次のとおりです。 <b>【認定基準】</b> (1)三菱自動車工業(株)と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ同社の事業活動に20%以上依存していること。 (2)平成28年4月20日以降のいずれか1か月間の売上高や販売数量等の実績が前年同月比で10%以上減少していること。 (3)上記(2)の直後2か月を含む3か月間の売上高や販売数量等の実績又は見込みが前年同期比で10%以上減少していること。	
	資金使途	事業資金
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	<b>【固定金利】</b> 5年以内年 1.1% 10年以内年 1.3%	<b>【変動金利】</b> 年 1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱期間	平成28年4月20日から平成29年4月19日まで	

◆問い合わせ先:北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等	
防災・減災 貸付	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます（北海道）

道の融資制度（中小企業総合振興資金）では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

- ◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます。
- ◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます。

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】
- ※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.2~1.8 変動:1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.1~1.3 変動:1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.6~2.2 変動:1.6
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年	固定:1.4~2.0 変動:1.4
小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250万円以内	(1年)以内	

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

- ◆問い合わせ先:北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。</li> <li>申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。</li> </ul>			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 生涯現役起業支援助成金（北海道労働局）

中高年齢者等の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を推進するためには、企業による雇用の拡大という施策だけでなく、多様な形態で就業機会を確保していくことが重要であることから、中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）を雇い入れることに伴う雇用機会の創出について助成を行うものです。

### ◆制度概要

「特定創業支援事業(※1)」の支援を受けた中高年齢者の方が起業(起業日の年齢が40歳以上)するにあたって、中高年齢者を雇入れた場合(60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上)、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。

(※1:産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として市区町村が策定する「創業支援事業計画」の中で、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得できるよう支援する事業であって、創業者に対して継続的に行われる事業をいいます。特定創業支援事業の詳細については、認定市区町村の窓口にお問い合わせください。) <https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chikimadoguchi.html>

### 雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※2)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※2:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人(雇入れ日時時点の年齢が40歳以上の人に限る))

### ◆支給額と助成対象費用について

起業者(※3)の区分に応じて、計画期間内(12か月以内)に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。(※3:法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主)

起業者の区分	助成率	助成額の上限(※4)
起業者が60歳以上の場合	2/3	200万円
起業者が40～59歳の場合	1/2	150万円

(※4:助成対象となる費用(下記参照)ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。)

### 【助成対象費用】

募 集 ・ 採 用 に 関 する 費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民間有料職業紹介事業の利用料</li> <li>▶ 求人情報掲載費用</li> <li>▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用</li> <li>▶ 就職説明会の実施に関する費用</li> <li>▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用(交通費・宿泊費)</li> <li>▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用(交通費・宿泊費)</li> <li>▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用(引越費用、交通費・宿泊費)</li> <li>▶ 就業規則の策定費用、職業適性検査の実施費用、雇用管理制度の導入費用</li> <li>▶ 職場見学・体験(インターンシップ)の実施費用(募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費)</li> </ul>
教 育 訓 練 に 関 する 費 用	▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)TEL:011-788-2294

## 三年以内既卒者等採用定着奨励金【新規】（北海道労働局）

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。

### ◆奨励金の支給額

企業区分	コース	1人目			2人目		
		第1期	第2期	第3期	第1期	第2期	第3期
中小企業 事業主	既卒者 (ユースエール認定)	50万 (60万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)	15万 (25万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)
	高校中退者 (ユースエール認定)	60万 (70万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)	25万 (35万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)
中小企業以 外の事業主	既卒者 (ユースエール認定)	35万 (45万)					
	高校中退者 (ユースエール認定)	40万 (50万)					

### ◆奨励金の対象者

以下の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者(※1)として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者(通常の労働者として在職中の物を除く)

- 1 学校(小学校および幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業生、または中退者
- 2 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練の修了者、または中退者

※1 通常の労働者とは、①期間の定めなく直接雇用される者であり、②社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する者で、③派遣業務又は請負業務に従事する者でないこと(専ら社内で請負業務就く者を除く)をいいます。

### ◆奨励金の主な支給要件

この奨励金の支給要件は、コースごとに以下の通りです。

#### 【既卒者等コース】

- 1 少なくとも卒業または中退後3年以内の既卒者・中退者(高校中退者を除く)が、応募可能な新卒求人(※2)の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者として雇用したこと
- 2 当該求人の申込み・募集前3年度間に、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

#### 【高校中退者コース】

- 1 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと(少なくとも中退後3年以内の者が応募可能であることが必要です)
- 2 当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

※2 学校(小学校及び幼稚園を除く)等に在学する者で、卒業若しくは修了することが見込まれる者(学校卒業見込者等)であることを条件とした求人または学校卒業見込者等および学校等の卒業生・中退者であることを条件とした求人。

### ◆その他不支給要件等の詳細

上記のほか、事業主の親族を採用する場合、過去に就労した者を採用する場合等の不支給となる要件もありますので、詳細については下記のサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112026.html>

【問い合わせ先】 北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 TEL 011-738-1056(直通)

## 女性の活躍推進に取り組む企業を

### 「北海道なでしこ応援企業」として認定しています（北海道）

道では、女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業を認定し、広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、次のとおり「北海道なでしこ応援企業」認定制度を創設しました。

認定を受けていただいた場合は優遇措置等の適用もありますので、職業生活における女性の活躍推進に取り組んでいる企業の皆様、ぜひ、ご申請ください。

#### ◆認定企業の優遇について

【北海道なでしこ認定のみのメニュー】

##### ・ハローワーク求人票への表示

ハローワークの求人票に、北海道知事が認定した「北海道なでしこ応援企業」であることを表示することができます。女性が働きやすい・働きがいのある企業であることをPRできますので、優秀な人材の確保に向けてチャンスが広がります。

##### ・北海道のホームページでの紹介

【認定の必須要件である「北海道あったかファミリー応援企業」のメニュー】

##### ・北海道のホームページでの紹介

- ・北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの利用が可能
- ・北海道の中小企業制度融資(ステップアップ貸付)の利用が可能
- ・商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用が可能
- ・北海道建設工事等競争入札参加資格の加点
- ・北海道の物品購入等の発注の際の優遇

#### ◆認定要件等

- 対象 道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上雇用する法人又は個人(国及び地方公共団体を除く)
- 認定要件 女性の職業生活における活躍推進に取り組むことを明らかにし、かつ、次の要件を全て満たす企業を認定。
  - 1 北海道あったかファミリー応援企業登録制度実施要綱(平成21年8月4日制定)に基づく、北海道あったかファミリー応援企業の登録を行っていること。
  - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第1項または第7項に基づき、一般事業主行動計画(注)を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。
  - 3 北海道知事が主宰する「北の輝く女性応援会議」(平成26年10月21日設置)において、平成27年2月10日に決定された「『女性の活躍応援自主宣言』の募集について」に基づき、女性の活躍応援自主宣言を行い、関係書類を北海道環境生活部に提出して宣言内容を従業員に対し実践していること。
  - 4 2の一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、女性の活躍推進に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

(注) 一般事業主行動計画は、女性活躍推進法に基づき、従業員301人以上の企業では届出が義務、300人以下の企業では努力義務とされています。

#### ◆申請方法

申請方法や詳細については、道のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/nadeshiko.htm>

#### ◆申請及び問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ  
TEL:011-204-5354(直通)/FAX:011-232-0159

「北海道なでしこ応援企業表彰」にご応募をお願いします【新規】

(北海道)

北海道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、積極的に取組みを推進している企業を「北海道なでしこ応援企業」として表彰し、その取組みを広く紹介します。

◆このような企業が表彰の候補です

道内に本社又は主たる事業所を置き、次のような取組みを行っていると思われる企業です。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- 1 女性の積極的な採用や管理職種への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- 2 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- 3 次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定・届出し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取組みの促進を図っていること。
- 4 その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取組みなど、労働者の仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいること。
- 5 北海道なでしこ応援企業に認定されていること。

◆応募方法

市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。

応募様式(ダウンロード)や表彰制度の詳細につきましては、道(雇用労政課)のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

◆応募期限

平成28年10月7日(金)まで

\* 郵送の場合は当日消印有効

◆提出及びお問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ 担当 齋野(さいの)

電話 011-231-4111 (内線:26-471)

FAX 011-232-0159

## 第7回「キャリア教育アワード」及び第6回「キャリア教育推進連携表彰」の 公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、7月1日から「キャリア教育アワード」及び「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始しました。「キャリア教育アワード」は、企業や経済団体等による優れたキャリア教育の取組みを表彰します。また、「キャリア教育推進連携表彰」は、文部科学省と共同で、教育関係者と行政、地域や企業、経済団体等が連携して行う優れたキャリア教育の取組を表彰します。

※「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育」を指します。「職業体験活動」や「インターンシップ」といった職業に直接触れる体験だけでなく、国語・算数・理科などの授業の内容と実社会とのつながりを理解させる活動なども含まれます。

### ◆応募対象

#### <キャリア教育アワード>

小学校から大学・大学院段階の子ども・若者等を対象にキャリア教育支援に取り組む企業・経済団体等。

#### <キャリア教育推進連携表彰>

学校を中心としたキャリア教育の推進のために、教育関係者（学校や教育委員会等）と、行政（首長部局等）や地域・社会（NPO法人やPTA団体等）、産業界（企業や経済団体等）が連携・協働して行う取組を実践している連携体組織。

表彰制度の詳細や過去の受賞企業等については、以下をご覧ください。

キャリア教育アワード・キャリア教育推進連携表彰（経済産業省のウェブサイト）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award.html>

### ◆応募方法

応募要領や提出書類等、応募方法の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

◇キャリア教育アワードの応募方法（経済産業省のウェブサイト）

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award\\_entry.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award_entry.html)

◇キャリア教育推進連携表彰の応募方法（経済産業省のウェブサイト）

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/cooperation\\_entry.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/cooperation_entry.html)

### ◆募集期間

平成28年7月1日（金）～10月21日（金）

### ◆申請・問い合わせ先

#### <キャリア教育アワード>

キャリア教育アワード2016事務局（キャリア教育コーディネータネットワーク協議会）

担当：小寺・松倉 TEL：03-3392-1988 E-mail：award@human-edu.jp

#### <キャリア教育推進連携表彰>

文部科学省初等中等教育局高校教育改革PT キャリア教育・進路指導担当

担当：生方・加藤 TEL：03-5253-4111（内線4728） E-mail：jidous@mext.go.jp

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室

担当：橋本 TEL：03-3501-2259 E-mail：[honshou-jinzai@meti.go.jp](mailto:honshou-jinzai@meti.go.jp)





(参加無料) 小規模企業向けセミナー2016のご案内  
10月～11月に道内2都市で開催

【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年10月～11月に道内2都市で開催する、無料セミナーの情報をご案内します。お申し込みは、ファックスでお受けしています。

はじめよう WEB 経営

【根室会場】

～ 今日からはじめる！小さな会社の身の丈に合ったネット戦略 ～

新たな顧客・取引先の開拓とピータの掘り起しを行い、受注をふやすための方策として注目されている「WEB 戦略」を効果的に実践していくための方法(メソッド)を学んでいただきます。

- ◆日時 10月22日(土) 14:00～17:00
- ◆会場 根室市総合文化会館 中会議室 (根室市曙町1丁目40番地)
- ◆講師 有限会社ブレインズ・ワン 代表取締役 阿部裕樹氏
- ◆受講料 無料

◆詳細はこちら(ウェブサイトの「お知らせ」から申込書をダウンロードして下さい)

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/index.html>

地域の魅力を発信するブランド商品づくり

【壮瞥会場】

～ 売るのではなく、選ばれるために～

売れる商品の開発・販路開拓のための顧客ニーズの把握、そしてその先にある顧客ターゲットのブランディング戦略について全国各地の取り組み事例を紹介するとともに、ワークショップを通じて、西胆振地域の魅力を発信するブランドづくりの勘所を学んでいただきます。

【壮瞥会場】

- ◆日時 11月11日(金) 14:00～18:00
- ◆会場 壮瞥町商工会館 (有珠郡壮瞥町滝之町286-56)
- ◆講師  
中小企業基盤整備機構 プロジェクトマネージャー 山本 聖  
株式会社ローソン 商品本部 北海道商品部長 稲葉 潤一氏
- ◆受講料 無料

◆詳細はこちら(ウェブサイトの「お知らせ」から申込書をダウンロードして下さい)

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/index.html>



中小企業  
大学校 旭川校

## 中小企業大学校旭川校 9月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～ 【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年8月～9月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

※8～9月に開講する研修講座のうち、既にキャンセル待ちとなっている講座は掲載しておりません。

No.506 ネット活用による販路開拓の進め方 【校外開催：研修会場 砂川】  
～「売れる」ネットショップづくりの勘所～

『思うように売上げが出なくて悩んでいる』、『サイトを開設したばかりで製品(商品)やサービスの訴求方法がわからない』、そんなサイトオーナーやWEB担当者に対して、自社の商品やサービスの紹介ページを徹底的に磨き上げ、「売れる」ネットショップの勘所を身につけていただきます。

- ◆日時 9月16日(金) 9:50～17:10
- ◆会場 砂川市地域交流センターゆう 大研修室(砂川市東3条北2丁目3-3)
- ◆対象者 経営者、経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 ソフィアブレイン代表 小宮山 真悟氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/098509.html>

～ ご好評につき、5月に開催したコミュニケーション講座を追加開催します ～

No.28 組織力を高めるコミュニケーション講座・秋

社内で起きる様々な問題は、コミュニケーション不足に起因している場合が多く、円滑なコミュニケーションは今や不可欠です。これは、具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図る研修です。

- ◆この研修のポイント
- 1.コミュニケーション能力を向上させるポイントを掴みたい方に最適な講座です。
- 2.異業種の受講者同士でのペアワークやロールプレイングを通じて、相手を理解するポイントを学びます。

- ◆実施期間 9月28日(水)～30日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 SDSネットワーク代表 渡辺章二氏  
株式会社キャラウィット 代表取締役 中小企業診断士 上岡実弥子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095257.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校 (TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190) までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧下さい。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



## 2016 年度道南地区問題解決手法研修会のご案内【新規】

(北海道)

道とQCサークル北海道支部では、職場の第一線で活躍されている皆様を対象に、職場の問題解決や改善に役立つQCサークル活動の基礎を学びステップアップしていただく講座を開催いたします。

<QCサークル活動とは>

職場で働く人々が継続的に製品・サービス・仕事などの質の管理・改善を行う小グループの活動です。

### ◆日時

平成 28 年 9 月 2 日(金)9:30～16:00

### ◆会場

渡島総合振興局 3階 講堂 (函館市美原4丁目6-16)

### ◆内容

- 1 基本講義「QC 的問題解決の手順と進め方」  
発表会優秀事例の紹介
- 2 QC手法講義および演習
  - (1)パレート図
  - (2)ブレインストーミング
  - (3)なぜなぜ解析
  - (4)特性要因図・系統図



研修会グループ演習風景

### ◆定員

30 名(先着順)

### ◆料金

無料

### ◆申込み期限・方法

- ・8 月 24 日(水) ※定員になり次第締め切らせていただきます。
- ・下記ウェブサイトから申込書をダウンロードし、FAX若しくはメールでお申し込みください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/qc/QCdounan.htm>

### ◆問い合わせ先

北海道庁経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ 担当:川端  
TEL:011-204-5098(直通)  
FAX:011-232-1044  
E-mail:[keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp)

能力開発セミナー（8-10月開講予定）のご案内（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

8-10月開校												
技専等	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	支援技術向上科	障がい者施設職員等スキル向上	札幌市	○		○		H28.10.6	H28.10.7	2	12	10
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	観光ビジネス科	観光ガイド	松前町		○	○		H28.10.17	H28.11.8	15	30	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	OA事務科	Word(初級+実践)	名寄市		○		○	H28.9.12	H28.9.16	5	15	12
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	OA技術科	表計算検定受験講座	稚内市		○		○	H28.9.26	H28.11.21	24	48	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	パソコン基礎科Ⅱ	エクセル基礎・応用	遠軽町		○		○	H28.8.17	H28.9.8	10	30	15
	プレゼンテーション技術科	プレゼンテーション応用活用	美幌町		○		○	H28.9.6	H28.9.23	6	18	10
	自動車整備科	1級小型自動車整備士受験対策	北見市	○			○	H28.9.7	H28.9.26	8	24	10
	観光ビジネス科	ホスピタリティ	網走市		○		○	H28.10.27	H28.12.1	10	20	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	溶接科	アーク溶接特別教育	室蘭市	○		○		H28.9.12	H28.9.15	4	26	30
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科(中堅技能者)	中堅技能者講習	苫小牧市	○		○		H28.8.2	H28.9.2	8	52	10
	電気工事科(第一種)	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		H28.9.17	H28.10.1	5	35	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-697	電気工事科Ⅰ	電気工事基礎	帯広市	○			○	H28.9.1	H29.9.29	10	20	20
	経理事務科	建設簿記概論	帯広市	○			○	H28.10.4	H28.10.27	10	20	15
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016路	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	H28.8.22	H28.12.12	15	30	10
	電気工事科	第一種電気工事士試験対策	釧路市		○	○		H28.9 上旬	H28.11 上旬	15	60	20
	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	H28.10 中旬	H28.12 中旬	15	30	10
北海道障害者 職業能力開発校 0125-52-2774	接客ビジネス科	ビジネスマナー	旭川市		○		○	H28.8.30	H28.9.16	6	12	10
	接客ビジネス科	ビジネスマナー	札幌市		○		○	H28.9.27	H28.10.14	6	12	10
	接客ビジネス科(聴覚障害)	ビジネスマナー	札幌市		○		○	H28.10.5	H28.11.9	6	12	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について  
(北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員のより高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

- 職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

- 助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク      TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F

**英国における EU 残留・離脱を問う国民投票の結果の影響を受ける  
中小企業・小規模事業者に対する相談窓口を設置しました【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、英国における EU 残留・離脱を問う国民投票の結果の影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象にした相談窓口を設置しました。

**◆英国における EU 残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口**

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課  
受付時間：平日 8:30～17:15  
札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 4 階  
TEL：011-709-2311（代表）内線 2575,2576  
011-709-1783（直通）  
FAX：011-709-4138  
E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、全国の地方経済産業局、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点及び全国商店街振興組合連合会にも設置され、資金繰りや経営に関する相談を受け付けています。

全国の相談窓口一覧については、当局のウェブサイトでご確認ください。

[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/uk\\_eu/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/uk_eu/index.htm)

**◆参考**

◇日本貿易振興機構（JETRO）では、各国の影響や今後の日本企業への影響について、最新情報を提供しています。

特集：英国の EU 離脱について（日本貿易振興機構（JETRO）のウェブサイト）

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>

◇英国における EU 残留・離脱を問う国民投票の結果の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する相談窓口を設置します（中小企業庁のウェブサイト）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2016/160627eu.htm>

## 英国のEU離脱に伴う影響に関する相談室のご案内【新規】（北海道）

平成28年6月23日、英国においてEU残留・離脱を問う国民投票が行われ、離脱支持派が過半数を超える結果となったことに伴い、円高・株安が進行するなどして、今後、関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける中小企業者等の方々の経営及び金融に関する相談に対応するため、相談室を設置しています。

## ◆相談窓口

<受付時間> 平日 8 時 45 分から 17 時 30 分まで(電話相談可)

<設置場所>

機関名	連絡先	住所
経済部地域経済局中小企業課(経営相談)	011-204-5331	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
経済部地域経済局中小企業課(金融相談)	011-204-5346	
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	岩見沢市 8 条西 5 丁目
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	小樽市富岡 1 丁目 14 番 13 号
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	浦河郡浦河町栄丘東通 56 号
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号
檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641	檜山郡江差町字陣屋町 336-3
上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940	旭川市永山 6 条 19 丁目
留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440	留萌市住之江町 2 丁目 1-2
宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925	稚内市末広 4 丁目 2-27
オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636	網走市北 7 条西 3 丁目
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537	帯広市東 3 条南 3 丁目
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号
根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619	根室市常盤町 3 丁目 28 番地

※電話番号は、各機関の担当係(グループ)への直通番号です。

◆詳細については、こちらのウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/euridatsu.htm>

**ムスリム・インバウンド・セミナー&ワークショップを開催します**  
～ 正しく学び、具体的な課題解決で商機獲得 ～【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、ムスリム・インバウンドの受入体制強化に向けたセミナー&ワークショップを開催します。

ムスリム圏からの来道者は、マレーシア直行便の就航や2017年2月に札幌・帯広で開催予定のアジア冬季競技大会などにより、今後の増加が見込まれています。本セミナーでは、ムスリム向けのお土産や食事メニューの開発事例や効果的な情報発信方法について学んでいただけます。

◆概要

【日時】平成28年7月27日(水) 10:00～14:30

【会場】札幌グランドホテル 3階「GINSEN」、「雪」、「月」

【定員】セミナー：120名、ワークショップ：各20名(参加費無料)

【対象】食品製造業、飲食店、宿泊業、自治体等

【主催】経済産業省北海道経済産業局、(株)ジェイティービー

◆プログラム

【セミナー】10:00～12:00 (3階「GINSEN」)

事例を交えながら訪日ムスリム対応に必要な基礎知識についてご講演いただきます。

- 講演1 ムスリムにも対応したお土産開発について  
NPO法人日本ハラール協会 理事 四辻 英明 氏
- 講演2 ムスリム対応食事メニュー開発と情報開示方法  
(株)二宮 代表取締役社長 二宮 伸介 氏
- 講演3 ムスリムに向けた適切な情報発信方法について  
ハラールメディアジャパン(株) 代表取締役 守護 彰浩 氏

【ワークショップ】13:00～14:30

事前にご登録された参加者の具体的な課題解決をサポートします。

・お土産開発(東館3階「雪」)

専門家：NPO法人日本ハラール協会 理事 四辻 英明 氏  
(株)とかち製菓 代表取締役 駒野 裕之 氏

・食事メニュー開発(東館3階「月」)

専門家：(株)二宮 代表取締役社長 二宮 伸介 氏  
(株)北海道二十一世紀総合研究所 研究員 高澤 直之 氏

【同時開催】12:00～16:00

・ムスリムインバウンド向け食品展示・商談会

会場：3階「玉葉」(出入自由)

主催：経済産業省北海道経済産業局、サッポロウエシマコーヒー(株)

◆申込方法

申込方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトでご確認ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksn/20160708/index.htm>



**「特許情報活用講座」を開催します**  
～ 特許情報の効果的な分析・活用方法が学べます ～ 【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、8月2日(火)～3日(水)に「特許情報活用講座」を開催します。  
研究開発の成果を事業化するためには、対象分野での特許の取得状況など、様々な特許情報を分析する必要があります。

本講座は、アイデア段階から商品開発までの一連のプロセスにおける特許情報の効果的な分析・活用方法を、少人数のグループワークを通じて学ぶことを狙いとしており、研究開発の事業化を目指す中小企業や研究開発の効果的な支援に取り組む支援機関の方にとって実践的なプログラムとなっています。

◆開催概要

【日時】平成28年8月2日(火) 10:00～18:00

平成28年8月3日(木) 9:00～17:00

【会場】TKP 札幌駅カンファレンスセンター 2階カンファレンスルーム 2A (札幌市北区北7条西2丁目9)

【定員】20名(先着順・参加費無料)

【対象】中小企業や研究機関において研究開発、事業企画に携わる方、中小企業支援機関担当者等

※全日程を受講できる方に限ります。

【主催】経済産業省北海道経済産業局

◆プログラム

4～5名のグループに分かれてグループワークを実施します。

【講師】野崎 篤志 氏 (ランドン IP 合同会社 シニアディレクター・日本事業統括部長)

➤ 1日目

- オリエンテーション
- 特許情報の基礎知識
- パテントマップの基礎
- 知財戦略策定とフレームワークの活用
- アイデア創出と先行技術調査

➤ 2日目

- ・アイデア検証
- ・ビジネスアイデア検証と先行技術調査
- ・ビジネスアイデアシート作成、発表

◆申込方法

申込方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20160708\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20160708_2/index.htm)

## 「NEDO フォーラム 2016 in 北海道」を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)では、企業、大学等の皆様に NEDO の支援制度を理解、活用いただき、地方創生や地域経済の活性化に寄与することを目的として、「NEDO フォーラム 2016 in 北海道」を 7 月 25 日(月)に札幌で開催します。

### ◆開催概要

NEDO 事業を活用した企業等による技術開発事例や地域における取り組みを講演やパネル展示によりご紹介するとともに、「未来を拓く技術開発を支援」をテーマとして、NEDO テーマ公募事業のほか経済産業省等関係機関の事業の情報発信を行います。併せて NEDO テーマ公募事業への応募のための個別相談会も開催されます。

【日時】平成 28 年 7 月 25 日(月) 13:00~17:00

【場所】札幌国際ビル 8 階「国際ホール」(札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1)

【定員】150 名(参加費無料)

### ◆プログラム

#### ➤ 特別講演

演題：人口知能研究(AI)の現状と未来～人工知能が産業や社会に与える影響と今後の展望～

講師：東京大学 大学院情報理工学系研究科特任教授 公立はこだて未来大学名誉学長 中島 秀之 氏

#### ➤ NEDO 事業の活用促進・テーマ公募事業の紹介(NEDO イノベーション推進部)

#### ➤ NEDO 事業活用事例 1

「高齢化社会と軽労化<sup>®</sup>技術～新たな市場への挑戦」

(株)スマートサポート 代表取締役 鈴木 善人 氏

#### ➤ NEDO 事業活用事例 2

「NEDO の支援を受けてベンチャー企業を立ち上げ 1 年」

(株)スカイシーファーマ 代表取締役 小上 裕二 氏

#### ➤ 関係機関事業紹介

- 経済産業省北海道経済産業局
- (国研)産業技術総合研究所北海道センター
- (独)中小企業基盤整備機構北海道本部
- (一財)日本規格協会

<同時開催>

個別相談会 10:00~12:00 パネル展示等 12:00~17:30

### ◆申込方法

申込方法等の詳細は NEDO のウェブサイトでご確認ください。

NEDO フォーラム 2016 in 北海道(NEDO のウェブサイト)

<http://www.nedo-forum2016.jp/hokkaido.html>

## 平成 28 年度「北国の省エネ・新エネ大賞」を募集します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「北国の省エネ・新エネ大賞(北海道経済産業局長表彰)」を 8 月 31 日(水)まで募集します。

本表彰は、北海道における省エネルギー・新エネルギーに関する開発、有効利用及び普及に関し、著しい成果及び功績が認められ、他の模範となる取組等を行った組織・個人を表彰することにより、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入を加速させることを目的として実施しているものです。

### ◆募集部門

次の 4 つの部門において、(1) から (3) は組織、(4) は組織及び個人を対象に募集します。  
組織には、事業者のほか、グループや自治体、教育機関を含みます。

#### (1) 有効利用部門

省エネルギーの取組又は新エネルギーの活用によるエネルギーの有効利用

#### (2) 節電部門

省エネルギーの取組又は新エネルギーの活用による節電

#### (3) 開発・製造・普及部門

省エネルギー又は新エネルギーに関する技術・製品等の開発・製造・普及

#### (4) 啓発部門

省エネルギー・新エネルギーの啓発活動

### ◆応募締切

平成 28 年 8 月 31 日 (水) 17:00 必着

### ◆応募方法等

応募方法、公募要領等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/kitaguni\\_award8/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/kitaguni_award8/index.htm)

平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー一面的利用等推進事業費補助金  
(構想普及支援事業) 公募

(北海道経済産業局)

(一社)新エネルギー導入促進協議会では、平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー一面的利用等推進事業(構想普及支援事業)の公募を開始しました。

◆事業目的

民間事業者や地方公共団体等が、地域の实情に根ざした地産地消のエネルギーシステムの構築を進めるために実施する事業化可能性調査(定額補助:1,000万円以内)及びマスタープラン策定(定額補助:3,000万円以内)を支援することにより、地産地消型のエネルギーシステムの加速的な導入・普及を促進し、システム構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的としています。

◆公募概要

【公募期間】

平成 28 年 4 月 18 日(月)～8 月 8 日(月)12:00(必着)

【公募締切】

◇事業化可能性調査

一次締切:平成 28 年 5 月 16 日(月)12:00(必着)

最終締切:平成 28 年 8 月 8 日(月)12:00(必着)

◇マスタープラン策定

一次締切:平成 28 年 6 月 30 日(木)12:00(必着)

最終締切:平成 28 年 8 月 8 日(月)12:00(必着)

本事業の詳細・公募要領等については、当局のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/20160415\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/20160415_2/index.htm)

平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金  
(エネルギーシステムモデル構築事業) 公募

(北海道経済産業局)

(一社)低炭素投資促進機構では、平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業(エネルギーシステムモデル構築事業)の公募を開始しました。

◆事業目的

民間事業者や地方公共団体等が、地域の実情に根ざした地産地消のエネルギーシステムのモデル構築に係る設備導入に要する経費の一部を補助(補助率:自治体との共同申請 2/3 以内、民間主導 1/2 以内)することにより、地産地消型のエネルギーシステムの加速的な導入・普及を促進し、システム構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的としています。

◆公募概要

【公募期間】

平成 28 年 4 月 18 日(月)～9 月 21 日(水) ※三次締切の追加により延長されています。

【公募締切】

一次締切:平成 28 年 5 月 23 日(月)17:00(必着)

二次締切:平成 28 年 7 月 21 日(木)17:00(必着) ※当初より早まりました。

三次締切(予定):平成 28 年 9 月 21 日(水)17:00(必着)

本事業の詳細・公募要領等については、当局のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/20160415/index.htm>

## 軽減税率対策補助金の申請を受け付けています（北海道経済産業局）

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

### ◆軽減税率対策補助金の概要

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

#### 【対象者】

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

#### 【種類】

##### A 型：複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。

##### B 型：受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS 等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修又は入替を行う場合に使える補助金です。

注意：A 型 B 型共に、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（平成 28 年 3 月 29 日）から平成 29 年 3 月 31 日までに導入または改修等が完了するものが支援対象となります。

### ◆受付期限等

A 型と B 型で申請受付の期限が異なりますのでご注意ください。

A 型：平成 29 年 5 月 31 日までに申請（事後申請）

B 型：平成 29 年 3 月 31 日までに事業が完了するように申請  
（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

なお、申請書作成のサポートなどもあります。

必要書類、申請方法などの詳細は、軽減税率対策補助金事務局のウェブサイトをご覧ください。

<URL><http://www.kzt-hojo.jp/>

### ◆問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局（平日 9:00～17:00）

ナビダイヤル：0570-081-222

IP 電話用：03-6627-1317

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか  
～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～（北海道開発局）

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や必要性について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、平成 25 年度から、「公共施設見学ツアー」に取り組んでいるところです。

現在、平成 28 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。「公共施設見学ツアー」の実施については是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」の対象となる施設の見学を含む旅行商品（ツアー）を企画してください。施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設の案内やその役割等についての説明を行います（無償）。

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合には、応募要領等をご覧ください、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、千歳川遊水地〈舞鶴遊水地〉（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、砂川遊水地（砂川市）、夕張シューパロダム（夕張市）、漁川ダム（恵庭市）、定山溪ダム（札幌市）、豊平峡ダム（札幌市）、滝里ダム（芦別市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、北海幹線水路関連施設群（赤平市ほか）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）、追直漁港沖合人工島（室蘭市）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道 5 号赤松街道（七飯町）、函館漁港船入潤防波堤（函館市）

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池（美瑛町）、金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、忠別ダム（東川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道 40 号旭橋（旭川市）、稚内港〈北防波堤ドームなど〉（稚内市）、富良野盆地地区（中富良野町）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道 274 号日勝峠（清水町）、釧路港（釧路市）、網走港〈南防波堤など〉（網走市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆問い合わせ先 平成 28 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【 公共施設見学ツアー例 : 豊平峡ダム(札幌市) 】



〈ダム堤体全景〉



〈操作室にて説明〉



〈目前での放流見学〉



〈堤体内監査廊見学〉

「小規模企業者等設備貸与事業」について【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。  
融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）	
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない	
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備	
貸与条件	貸与金額	100 万円以上 1 億円以下
	貸与期間	割賦 機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）
		リース 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利率	割賦 （損料率）年 1.8%～2.0%
		リース （月額リース料率）0.998%～2.955%
	償還方法	割賦 月賦又は半年賦
リース 毎月払い		
保証金	割賦 貸与金額の 10%	
	リース なし	
連帯保証人	道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。	
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付	
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。	

小規模企業者設備貸与事業ホームページ [http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu\\_lease.htm](http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm)

◆問い合わせ先：

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目経済センタービル 9 F  
 (公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 金融支援 G  
 電話 011-232-2404



## 平成 28 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」を募集します（北海道）

道では北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人・団体を対象に、平成 14年から表彰を行ってきており、これまで、省エネルギー部門、新エネルギー部門の両部門で、合わせて60件を表彰しております。

今年度も、次のとおり全道から幅広く募集します。

### ◆募集部門及び内容

#### 1 省エネルギー部門

省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、エネルギー消費量の削減及び節電などで優れた成果を挙げたものや、省エネルギーの促進に関する普及啓発活動や教育活動などを実施し、省エネルギー意識の向上に高い功績があると認められるものを募集します。

#### 2 新エネルギー部門

新エネルギーの先進的導入、新エネルギー利用設備及び技術の開発、普及啓発活動や教育活動等を行い、今後の新エネルギー導入の先例となり、且つ波及効果が高いと認められるものを募集します。

### ◆対象とするエネルギーの種類

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に規定するもの

(詳細:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/28sokusintaisyouboyouryou.pdf>)

### ◆応募

#### 1 応募資格

- ・道内に居住する個人、道内に事務所又は事業所を有する法人(非営利法人を含む)、道内に所在する団体(任意団体を含む)及び市町村
- ・過去3年間に環境関連の法令等の違反を事由として行政処分を受けていないこと

#### 2 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、取組事例の詳細がわかる写真や資料、会社概要等を添付して、郵送又は持参により5部提出してください。(自薦・他薦は問いません。推薦の場合は推薦理由を付記してください。)

(詳細:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyobosyu.htm>)

#### 3 応募期限

平成28年8月31日(水)(必着)

### ◆表彰

#### 1 表彰

審査により、各部門で特に優秀と認められるものを「省エネルギー部門大賞」、「省エネルギー部門奨励賞」、「新エネルギー部門大賞」、「新エネルギー部門奨励賞」として表彰し、賞状を贈呈します。

#### 2 受賞の発表

受賞者へは直接連絡いたします。また、北海道のホームページに掲載いたします。

#### 3 その他

・道のホームページでの取組の公表や道主催の普及啓発展等において、パネル展示等のPRを行うほか、表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業によるPR支援を行います。(表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>)

・また、受賞者は「北海道技術・ビジネス交流会(ビジネス EXPO)」の展示ブースで、PRの予定です。

・受賞者については、「北海道グリーン・ビズ認定制度」特別枠として認定され、「シンボルマークの使用」や「金融機関での優遇融資」(金融機関所定の審査があります。)のメリットがあります。

### ◆応募先・問い合わせ先

北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ (担当:仁多見)

住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111 内線26-167

FAX 011-222-5975

E-mail nitami.masato@pref.hokkaido.lg.jp